

3. 6次産業化や農商工連携に取り組みたい方

■食料産業・6次産業化交付金（整備事業）

補助対象

多様な事業者（事業実施主体を含む3者以上）がネットワークを構築して取り組む以下の施設

- （1）農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設
- （2）6次産業化又は農商工連携の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設等
- （3）食品等の加工・販売のために必要な施設

補助率・対象者など

- （1）補助率 3 / 10 以内（交付金の上限：1億円）
- （2）対象者
六次産業化・地産地消費または農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者の組織する団体等